

「平成29年度 法人税関係法令の改正の概要」正誤表

欄	正	誤
11ページ「(1) 適用 対象法人」	(注2) 措法第42条の12の3第1項の一定の法人とは、 <u>中小企業等協同組合（中小企業団体中央会に該当するものを除きます。）</u> 、 <u>出資組合である商工組合及び商店街振興組合</u> をいいます（措令27の12の3②）。	(注2) 措法第42条の12の3第1項の一定の法人とは、 <u>生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合などの一定の法人</u> をいいます（措令27の12の3①）。